

平成30年度の保険料軽減措置についてお知らせします

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の基礎控除後所得に応じて納めていただく「所得割額」がありますが、所得の低い世帯の方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて、下記表のとおり軽減されます。

〈均等割額〉 39,710 円

〈所得割額〉 基礎控除後の被保険者本人の総所得金額 × 8.07%

●均等割額の軽減

(納付額は100円未満切り捨てとなります)

世帯主及び被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯	均等割の 軽減割合	軽減後の 均等割額
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員が所得0円の世帯 (ただし、公的年金等控除額は80万円として計算)	9割	3,971 円
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯	8.5割	5,956 円
「基礎控除額（33万円）+27万5千円×世帯の被保険者の数」を超えない世帯	5割	19,855 円
「基礎控除額（33万円）+50万円×世帯の被保険者の数」を超えない世帯	2割	31,768 円

●所得割額の軽減見直し

特例措置であった所得割額の軽減は、制度を将来にわたって持続可能なものにしていくため、平成30年度より廃止となります。これまで軽減のなかった方と同じく、負担能力に応じた本来のご負担をお願いします。

●職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入する前日に、会社の健康保険等の被扶養者であった方については、保険料が軽減されます。（所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。）なお、所得割の負担はありません。

該当する方の条件等	均等割の 軽減割合	軽減後の 均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に、会社の健康保険等の被扶養者であった方	5割	19,855 円

<注意> ※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象なりません。

【お問い合わせ先】 秋田県後期高齢者医療広域連合 ☎ 018-853-7155
藤里町町民課 後期高齢者医療担当 ☎ 79-2113